

農業経営支援アドバイザーの公募要領

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

1 目的

しがの農業経営・就農支援センター設置・運用規程（以下「規程」という。）第7に基づく農業経営支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の公募の実施については、この要領に定めるものとする。

2 募集分野

アドバイザーの募集を行う分野は以下の通りとする。

- （１）契約書等におけるリーガルチェック
- （２）農業分野における法律相談

3 応募者の要件

アドバイザーの応募ができる者（以下、「応募者」という。）は、次の（１）から（５）のすべての要件に該当する者とする。

- （１）弁護士等
- （２）（５）にかかる技能を用いた農業者への支援実績および資格等を有すること
- （３）県内すべての地域において、訪問またはリモート通信による支援ができること。
- （４）（２）にかかる公的資格および必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等を活用した実務に５年以上従事した経験を有すること。
- （５）農業者からのニーズがある分野で、かつ、アドバイザーとして既に登録されている方では対応できない技能を有していること。

4 応募方法

（１）応募期間

随時受け付けるものとする。なお、年度途中で募集を打ち切る場合がある。

（２）提出書類

応募者は申請書（様式１）、履歴書（様式２）、支援分野実績書（様式３）、秘密保持に関する誓約書（様式４）をみらいの農業振興課あてに提出する。

5 アドバイザーの選定方法について

（１）書類審査

3で申請のあった応募者のうち、書類に不備がなかった者について、原則申請を受け付けた月の翌月末までに、別に定める「農業経営支援アドバイザー審査要領」に基づき滋賀県農政水産部みらいの農業振興課（以下、「みらいの農業振興課」という。）が審査を行う。

（２）面接審査

- ① （１）の審査の結果、適切と認めた応募者については、みらいの農業振興課が応募者に対して審査日から２週間以内に面接審査を行う通知を行うものとする。それ以外の応

募者に対しては、面接審査を行わない旨を通知する。

② 面接は、応募者と調整の上オンラインまたは対面により実施するものとし、審査はみらいの農業振興課地域農業戦略室室長、参事および係員の3名により行う。

③ 面接の結果、アドバイザーの登録が適切と認められないと判断した場合は、面接日から2週間以内に応募者に対しその旨を通知する。

(3) 支援センター運営会議による決定

① (2)の面接の結果、適切と認めた応募者については、規程第3に定める支援センター運営会議に諮るものとする。

② ①によりアドバイザーの登録を決定した応募者に対してはアドバイザー登録通知を、登録しない応募者に対してはその旨を通知する。

6 その他

(1) 登録・更新

ア アドバイザーとして登録された者は、氏名、所属、専門分野、資格等をホームページ等で公表する。

イ 登録されたアドバイザーは、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

ウ アドバイザーの登録期間は申請3年後の年度末までとし、期間中における支援センターでの指導実績があり、指導内容が適切と認められる場合、登録更新ができるものとする。

エ ウによる更新を行った際のアドバイザー登録期間は更新から3年間とする。

(2) 解除

アドバイザーが次項に定める事項のいずれかに違反した場合は、県の判断により即時に登録を解除できるものとする。

また、3の(1)の要件に該当しなくなった場合、またはアドバイザー本人から登録解除の申し出があり、やむを得ないと認めた場合は、県は当該アドバイザーの登録を解除できるものとする。

(3) 禁止行為

アドバイザーは、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しく支援センターまたは本事業の信用を損なうような行為

イ 反社会勢力との付き合いまたはその関係が疑われるような行為

ウ 支援センターによる派遣先における自らの営業行為（自己業務の説明・宣伝・勧誘・あっせん等）

エ 支援センターにおける派遣において、派遣にかかる金銭の要求および金銭を受領する行為（支援センターが認める経費は除く）

オ 秘密保持同意書に記載される守秘事項に違反する行為（支援センターの運営、事業等に関して知り得た情報も含む）

付 則

1 本要領は、令和7年6月13日から施行する。

(様式1)

20 年 月 日

滋賀県知事 あて

住所

申請者名

農業経営支援アドバイザーの登録申請書の提出について

このことについて、農業経営支援アドバイザーの登録を希望するため、農業経営支援アドバイザー公募要領の第4の(2)に基づき下記の書類を添えて応募します。

記

1 添付書類

履歴書(様式2)、支援分野実績書(様式3)、秘密保持に関する誓約書(様式4)

(様式2)

履歴書

令和 年 月 日 現在

顔写真
(データでも可)

フリガナ	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)

所属 (会社名等)			役職	
事業所連絡先		住所	〒	
		e-mail		
		携帯電話		
		F A X		
自宅住所等		住所	〒	
		固定電話		
年	月	最終学歴		
年	月	職歴		
取得年	月	2 「アドバイザーの登録申請要件」の(1)に該当する資格等		

(様式3)

支援分野実績書

フリガナ	
氏 名	
現在の職業	
支援可能な分野	(下記の専門分野の①～⑨から3つ以内で選択し、それぞれについて得意とする分野順に記載をお願いします。) 1 2 3
特に得意とする 分野の詳細	
2「アドバイザー登録 申請要件」の(2)お よび(5)の技能を用 いた農業者への支援実 績および該当する資格	①既存のアドバイザーでは対応できない技能および該当する資格 ②上記技能を用いた農業者への支援実績
2「アドバイザー登録 申請要件」の(4)のア ～エに関する実績	

(専門分野一覧)

- ①経営診断(財務分析含む) ②税務・法人化
③雇用・労務管理・社員教育接遇マナー講師 ④事業継承
⑤6次産業化(食品加工・販路拡大・デザイナー等) ⑥集落営農(法人化含む)
⑦先進的農業者 ⑧生産工程管理(GAP等) ⑨その他(ICT活用、スマート農業など)

(様式4)

秘密保持に関する誓約書

滋賀県知事 あて

この度、農業経営支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という）に登録されるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第1条（秘密保持の誓約）

アドバイザーとして農業経営体への相談支援活動において得た、または創出された情報のうち、当該農業経営体が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の秘密であって、公然と知られていないもの（以下「秘密情報」という）について、農業経営体の許可なく、いかなる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。

第2条（離任後の秘密保持）

秘密情報については、アドバイザーを離任した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束します。

第3条（損害賠償）

前各条項に違反して、秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴県が被った一切の損害を賠償することを約束致します。

20 年 月 日

住所

氏名

※メール等で誓約書の本人確認をします。